# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

千葉県御宿町長

#### 公表日

令和6年12月27日

#### I 関連情報

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法及び御宿町肺炎球菌予防接種費用の助成に関する要綱の規定による、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付及び予防接種費用の助成に係る事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施 ②予防接種法による予防接種の実施に必要な協力 ③予防接種法による給付の支給 ④御宿町肺炎球菌予防接種費用の助成に関する要綱による予防接種の助成 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康かるて、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル	<b>冶</b>
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 14項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 14項
5. 評価実施機関におけ	る担当部署 の担当部署
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	総務課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-2511
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ

保健福祉課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-6717

9. 規則第9条第2項の適	]適用した	
適用した理由		

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	<b>令和6年10</b>	月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[ 5	00人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年10月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
(選択肢> 1) 基礎項目評価書 [ 基礎項目評価書 ] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワ	ークシステム	を通じた入っ	∈を除く。)			
目的外の入手が行われる!J スクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分	きある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分	<b></b>	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供	ネットワークシ	ノステムを通じ	た提供を除く。)	I	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		- [	]接続しない(入手)	I	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分	<b>ごある</b>	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分	<b></b> である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。					

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている ] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	職員、参照範囲が必要最小限と 事務取扱担当者の研修において 務における支援措置対象者等に	は、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、 となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、 て離席時のログアウト徹底を呼びかけている。また、住民基本台帳事 こついては、自動応答不可フラグを設定している。これらの対策を講じ 行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の 管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	・予防接種法及び御宿町肺炎球菌予防接種 費用の助成に関する要綱の規定による、予防	事後	
平成29年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	健康かるて	健康かるで、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
平成29年6月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府·総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府·総務省令第5号第10条	事後	
平成29年6月12日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
平成29年6月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項 【情報提供】16の2項	事前	
平成29年6月12日	Iしきい値判断項目 1 対象人数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成29年6月12日	I しきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	5. 評価実施機関における評価実施者	保健福祉課長 埋田禎久	保健福祉課長 渡辺晴久	事後	人事異動による実施者の変 更
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月25日時点	平成31年4月30日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月25日時点	平成31年4月30日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和2年3月1日	5. 評価実施機関における評  価実施者	保健福祉課長 渡辺晴久	保健福祉課長	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	テムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項  【情報提供】16の2項	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項 【情報提供】16の2項	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 対象人数	平成31年4月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年4月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和4年3月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項 【情報提供】16の2項	番号法第19条第8号 別表第二 16の2項 【情報提供】16の2項	事後	
令和4年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 2 対象人数	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	①予防接種法による予防接種の実施 ②予防接種法による予防接種の実施に必要	①予防接種法による予防接種の実施 ②予防接種法による予防接種の実施に必要 健康かるて、団体内統合宛名システム、中間	事後	
令和4年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	健康かるて、団体内統合宛名システム、中間 サーバー	健康がるて、団体内統合宛名システム、中間 サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) 番号法第9条第1項 別表第一 10項	事後	
令和4年3月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府·総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月9日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 16の2  【情報提供】16の2	【情報提供】別表第①二 16の2 、16の3	事後	
令和5年2月28日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	①予防接種法による予防接種の実施 ②予防接種法による予防接種の実施に必要 番号法第9条第1項 別表第一 10項	①予防接種法による予防接種の実施 ②予防接種法による予防接種の実施に必要 番号法第9条第1項 別表第一 10項(予防接	事後	
令和5年2月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感	種法)	事後	
令和5年2月28日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条第8号 【情報提供】別表第①二 16の2 、16の3	番号法第19条第8号 【情報提供】別表第二 16の2,16の3項	事後	
令和5年10月31日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年10月31日時点	事後	しきい値の再確認
令和5年10月31日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年10月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	しきい値の再確認
令和6年11月6日	I 関連情報 9規則9条第二項の適用	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業 IV リスク対策	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考え	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年12月2日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項(予防接種法)	番号法第9条第1項 別表 14項	事後	番号法改正によるもの
令和6年12月2日		番号法第19条第8号 【情報提供】別表第二 16の2,16の3項 【情報照会】別表第二 16の2,17,18,19項	番号法第9条第1項 別表 14項	事後	番号法改正によるもの